

# 映画宣伝広告審査基準

映画倫理委員会

2009年4月23日制定

映画倫理綱領に則り、映倫は新たに定めた映画審査方針及び映画分類基準に準じてここに「映画宣伝広告審査基準」を定める。

## 審査方針

- 1 題名及び基本宣材は、各種媒体でさまざまに使用されるため、題材、惹句、写真・図柄なども併せて審査し、原則として「G区分」の基準を適用する。

## 遵守事項

- 1 宣伝広告、広報にあたっては社会通念を尊重し、良識をもって行う。
- 2 虚偽の表現を用いて観客に誤解を与えないよう注意する。
- 3 映画を観覧しない年少者、一般市民に対する影響に充分注意する。
- 4 審査を終了した基本宣材、予告篇等には映倫所定のマークを付す。
- 5 審査の結果、区分及び指定理由は一般に公開する。審査の経緯は原則として非公開とし、宣伝広報に利用しない。
- 6 外国における審査及び税関検査の経緯は宣伝に利用しない。
- 7 媒体広告に関しては、各媒体、代理店の取扱い基準による。
- 8 青少年健全育成条例や風俗営業法など、広告宣伝物の取扱いを制限する法令を遵守する。
- 9 担当審査員の判定に異議がある場合は、審査員会議に諮り、最終的には再審査委員会の判定による。

## 題名・基本宣材

- 1 基本宣材としては、主にポスター、チラシなどを審査し、右下隅に「宣材マーク」を左下隅には「区分マーク」を付すものとする。
- 2 映画の題名や宣材に実在の個人、団体や施設などの名称、肖像、写真、映像などを使用する場合は、予め関係者の了解を得る。
- 3 以下のきわだった表現やあからさまな描写、また第三者の権利を侵害する恐れの高い事項は表現しない。
  - (1) 反倫理的、反社会的な題材
  - (2) 差別的・性的言語
  - (3) 性行為、性的ヌード
  - (4) 残酷な暴力、流血、肉体損壊
  - (5) 麻薬・毒物の乱用
  - (6) 凶悪な犯罪
  - (7) その他著しく恐怖感、不快感、嫌悪感、差別感、侮辱感、憎悪感などを生じるもの

## 予告篇・特報

- 1 予告篇・特報は映画館ほか各種媒体でさまざまに使用され、予備知識なく年少者も接する。このため原則としてそれ自身が「G区分」の基準に適したものとする。
- 2 審査を終了した予告篇・特報には所定の「映倫マーク」(映倫審査番号付)を題名の右下又は巻末の右下に付す。
- 3 予告篇・特報上で本編の区分を案内する場合は題名の右下又は巻末の右下に「区分マーク」を表示する。

## 宣伝用特殊映像

ムービーニュース、プロモーション・リール、メイキング映像などの広告を目的とする「宣伝用特殊映像」の審査は以下とする。

- 1 審査の上、G、PG12、R15+、R18+いずれかの区分に指定する。
- 2 「映倫マーク」は巻頭又は巻末の右下に、「区分マーク」は巻頭左下に付すものとする。
- 3 併映する宣伝用特殊映像の区分は、スクリーンで上映されている作品の区分を超えたものであってはならない。

例：R15+の宣伝用特殊映像は、R15+又はR18+作品を上映しているスクリーンでのみ併映できるが、G又はPG12作品を上映しているスクリーンでは使えない。

## 適用

- 1 看板、新聞、テレビ、ネット、タイアップ等の広告宣伝・広報に関しても、本規程の主旨は反映される。申請者から要請があればこれらの審査も行う。
- 2 制限区分の作品で、性描写や残酷描写を主体とした作品の題名・基本宣材・予告篇・特報に関しては、特に注意する。

(本審査基準は1957年1月、映倫維持委員会が制定した規程を基に映倫が新たに定めた。)